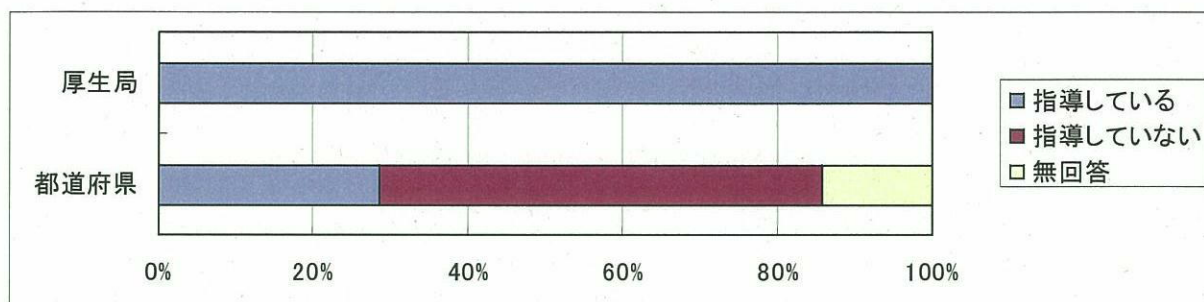


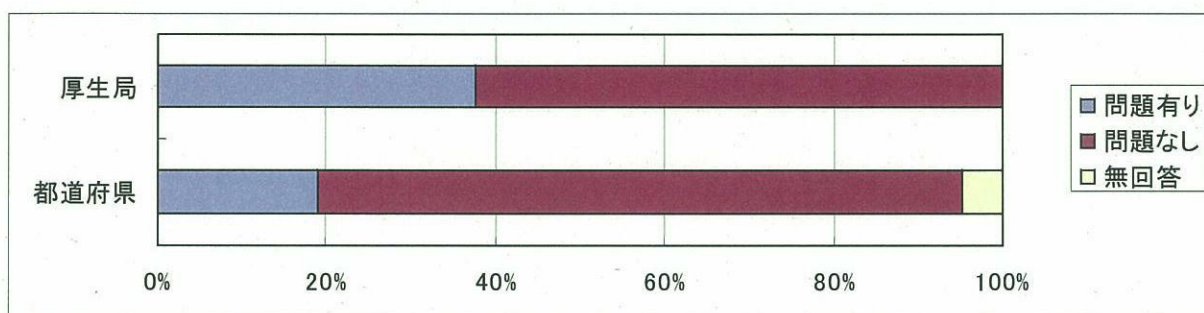
5 他の養成施設からの転入所

ア 転入所に関する指導状況

他の養成施設からの転入所について指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



また、「指導に当たって問題がある」とした厚生局は3件（37.5%）、都道府県は4件（19.0%）となっている。

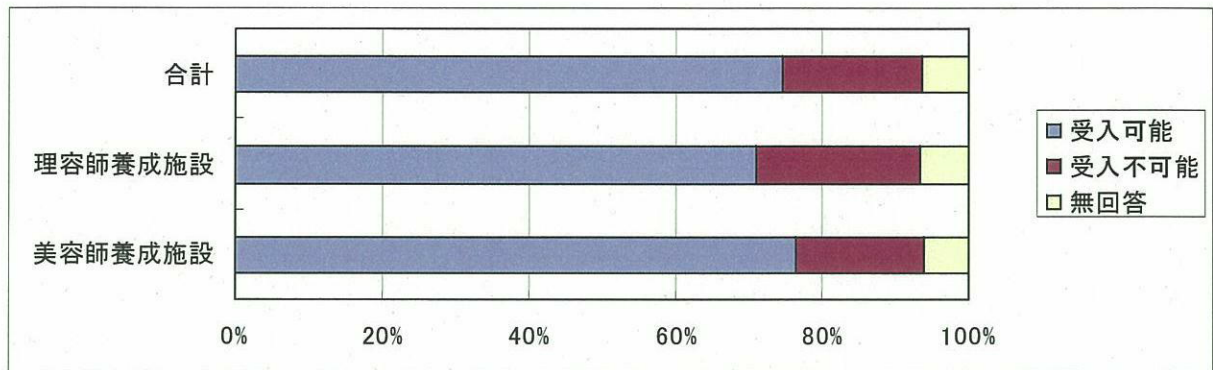


「指導に当たって問題がある」とした理由は以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣に養成施設がない場合 ○ 生徒、両親への周知 ○ 学費の差額 ○ 職業訓練校の場合、廃止時に留年者が出た場合の対応が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 編入により科目ごとに未履修がないことの詳細な確認 ○ 県内に1施設しかなく編入先が県外になる ○ 編入後の選択科目の履修時間の取扱いが難しい ○ 在学者の志向調査と受け入れ先施設の定員変更等

イ 養成施設の受入状況

他の養成施設からの転入所の受入れについて、「可能」は265件 (74.6%)、「不可能」は68件 (19.2%)となっている。



「不可能」とした68件について、その理由をみると、「課目の履修内容、履修時間が異なる」が18件 (27.7%) と最も多くなっている。

